

試験管理官



係長(予備二)

(係長)



(作成) 令和2年4月8日

阿波課付



係員(試験二・予備二)

(試験二・予備二)



(戻り) 令和2年4月8日

補佐官・専門官(試験・予備)

(係長)



起案者

司法試験第二係

大橋

内線5727



司法試験委員会の書面による議決について

令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について、別添1のとおり、司法試験委員会委員から回答があり、司法試験委員会委員長が、別添2のとおり、4月8日付で委員会の議決としたので報告する。

令和 2 年 4 月 8 日

司法試験委員会委員 各位

司法試験委員会委員長 佐 伯 仁 志

司法試験委員会議事細則第 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり議決することについて、下記により、賛否を問います。

なお、賛否については、適宜の方法（メール返信等）により、本月 8 日（水）正午までに、司法試験委員会庶務担当宛て回報願います。

記

議決事項（令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について）について

賛成である

以下の意見を付した上で賛成である

反対である

（参考）

司法試験委員会議事細則（抜粋）

（書面等による議決）

第 6 条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができます。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

大沢

機密性 2 情報

令和 2 年 4 月 8 日

司法試験委員会委員 各位

司法試験委員会委員長 佐 伯 仁 志

司法試験委員会議事細則第 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり議決することについて、下記により、賛否を問います。

なお、賛否については、適宜の方法（メール返信等）により、本月 8 日（水）正午までに、司法試験委員会庶務担当宛て回報願います。

記

議決事項（令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について）について

■ 賛成である

■ 以下の意見を付した上で賛成である

■ 反対である

（参考）

司法試験委員会議事細則（抜粋）

（書面等による議決）

第 6 条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

令和 2 年 4 月 8 日

司法試験委員会委員 各位

司法試験委員会委員長 佐 伯 仁 志

司法試験委員会議事細則第 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり議決することについて、下記により、賛否を問います。

なお、賛否については、適宜の方法（メール返信等）により、本月 8 日（水）正午までに、司法試験委員会庶務担当宛て回報願います。

記

議決事項（令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について）について

賛成である

以下の意見を付した上で賛成である

反対である

（参考）

司法試験委員会議事細則（抜粋）

（書面等による議決）

第 6 条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

令和 2 年 4 月 8 日

司法試験委員会委員 各位

司法試験委員会委員長 佐 伯 仁 志

司法試験委員会議事細則第 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり議決することについて、下記により、賛否を問います。

なお、賛否については、適宜の方法（メール返信等）により、本月 8 日（水）正午までに、司法試験委員会庶務担当宛て回報願います。

記

議決事項（令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について）について

賛成である

以下の意見を付した上で賛成である

反対である

（参考）

司法試験委員会議事細則（抜粋）

（書面等による議決）

第 6 条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

令和2年4月8日

司法試験委員会委員 各位

司法試験委員会委員長 佐伯仁志

司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、別紙のとおり議決することについて、下記により、賛否を問います。

なお、賛否については、適宜の方法（メール返信等）により、本月8日（水）までに、司法試験委員会庶務担当宛て回報願います。

記

議決事項（令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について）について

賛成である

以下の意見を付した上で賛成である

反対である

（参考）

司法試験委員会議事細則（抜粋）

（書面等による議決）

第6条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができます。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

令和 2 年 4 月 8 日

司法試験委員会委員 各位

司法試験委員会委員長 佐 伯 仁 志

司法試験委員会議事細則第 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり議決することについて、下記により、賛否を問います。

なお、賛否については、適宜の方法（メール返信等）により、本月 8 日（水）正午までに、司法試験委員会庶務担当宛て回報願います。

記

議決事項（令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について）について

■ 賛成である

■ 以下の意見を付した上で賛成である

■ 反対である

（参考）

司法試験委員会議事細則（抜粋）

（書面等による議決）

第 6 条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

令和 2 年 4 月 8 日

司法試験委員会委員 各位

司法試験委員会委員長 佐 伯 仁 志

司法試験委員会議事細則第 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり議決することについて、下記により、賛否を問います。

なお、賛否については、適宜の方法（メール返信等）により、本月 8 日（水）正午までに、司法試験委員会庶務担当宛て回報願います。

記

議決事項（令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について）について

■ 賛成である

■ 以下の意見を付した上で賛成である

■ 反対である

(参考)

司法試験委員会議事細則（抜粋）

(書面等による議決)

第 6 条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

別 紙

議 決 事 項

令和 2 年 司法 試験 及び 司法 試験 予備 試験 の 実施 延期 について

令和 2 年 司法 試験 及び 司法 試験 予備 試験 の 実施 延期 について、下記のとおり 決定 する。

記

令和 2 年 司法 試験 及び 司法 試験 予備 試験 の 実施 延期 について、別添のとおり 法務省 の ホームページ へ 掲載 すること と する。

令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について

令和 2 年 4 月 8 日
司法試験委員会

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施時期を延期することとします。

延期後の実施時期等については、おって、可能な限り速やかに法務省のホームページ上において公表する予定です。